

議案第33号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

保険料の減額又は免除の申請期限に係る特例を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請期限までに保険料の減額又は免除の申請をすることができないやむを得ない事情があると区長が認めたときは、当該申請期限が経過した後においても保険料の減額又は免除の申請をすることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。